

<関東財務局長談話>

〔平成19年6月11日〕  
〔関東財務局〕

大東京信用組合と東京建設信用組合の  
合併に関する基本合意について

1. この度、大東京信用組合と東京建設信用組合から、平成19年12月10日を目途に合併することで合意した旨の報告を受けた。
2. 両信用組合は、それぞれ港区、中央区に本店を有する金融機関として、地域的・経済的に共通する基盤を持ち、これまでも地元の中小企業や住民に対する金融サービスの提供等を通じて、地域経済の発展に貢献してきたところである。
3. 両信用組合からは、「共に東京都一円を事業地域として、これまで培ってきたお互いの特性と事業ノウハウを相互に補完し合い経営体質を強化することが、地域社会の発展、組合員、お客様への利便性の向上に資するものとの共通の認識に至り、両組合の合併について合意した」と聞いている。
4. 当局としては、両信用組合の将来を見据えての経営判断を高く評価するとともに、当該合併により、経営資源の有効活用や効率化による一層の収益力向上等を通じて経営基盤を強化し、これまでも増した利用者利便の向上や地域における円滑な資金供給によって、地域経済の発展に貢献することを期待したい。
5. 今後、両信用組合において、必要な手続きが進められるものと承知しているが、当局としては、合併手続きに当たり、法令に基づき適切に対応してまいりたい。

(お問い合わせ先)

関東財務局 東京財務事務所 理財第4課

電話 03-5842-7017

関東財務局 理財部 金融監督第3課

電話 048-600-1243